

## 事後評価委員会の公開について

事後評価委員会は、「NEDO技術委員・技術委員会等規程」第2条第1項に基づき、原則公開とする。ただし、同条第2項に基づき、委員長が必要と認める場合（※）、事後評価委員会を非公開とすることができる。

（※）知的財産権の保護の上で支障が生じると認められる場合、又は企業活動に影響を及ぼすおそれのある場合等

なお、運用として、下記の通りとする。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う評価方法の変更により、下線部について追加する。

- (1) 配付資料については原則として会議終了後1ヶ月以内に公開する。
- (2) 傍聴については、委員会の運営に支障をきたさない範囲において、原則として認める。  
ただし、3密を避けるため、本評価委員会は一般傍聴を受け付けない。
- (3) 委員会開催日程については、事前に周知を図るものとする。
- (4) 公開される報告書等には非公開部分は含まないものとする。